

# 平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

(平成一四年三月三十一日法律第二一号)

## 一、提案理由(平成一四年三月一五日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

公的年金制度及び各種手当制度につきましては、国民年金法等の定めるところにより、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなっております。

平成十三年の年平均の全国消費者物価指数が平成十年に比べ一・七%の下落となったことから、国民年金法等の規定に基づくと、平成十四年度においてはこれに応じた減額改定を行うこととなりますが、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十四年度における特例措置として、公的年金及び各種手当の額を平成十三年度と同額に据え置くこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

平成十四年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、物価スライドによる年金の額等の改定の措置を講じないこととしておりますほか、次期財政再計算までに、特例措置を講じたことによる財政影響を考慮して、給付額や物価スライド規定のあり方等について検討することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十四年四月一日としております。

以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一四年三月二二日)

森英介君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十四年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、物価スライドによる年金等の額の改定の措置を講じないこととするほか、次期財政再計算までの間に、特例措置を講じたことによ

る財政影響を考慮して、給付額及び物価スライド規定等の見直しについて検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとするものであります。

両案は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日の委員会において質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告（平成一四年三月二九日）

阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十四年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成十三年度と同額に据え置こうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題として審査を行い、遺族年金等の引上げ額の根拠、遺骨のDNA鑑定に関する検討状況、年金の特例措置を講じることによる影響と今後の対応、国民年金保険料未納者への対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって後承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。